**武雄市小中学校教育系基盤システム拡張業務仕様書**

１．目的

武雄市小中学校教育系基盤システム（以下「システム」という。）は、武雄市教育系システムのICTの積極的な活用、ならびに情報活用能力の育成を図るために構築するものである。

本仕様書において、システム構築に必要な事項を定める。

２．システム構築予定期間

業者決定の日から令和3年3月31日までとする。ただし、履行期間内に業務を完了することができない正当な理由があるときは、その理由を明示した書面の提出により、履行期間の延長変更を請求することができるものとする。

３．システム運用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、武雄市とシステム構築事業者との間で合意した場合は、運用期間を延長することができるものとする。

４．構築条件

(1)構築場所

　　武雄市役所　佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

(2)構築すべきシステムの概要

別紙「武雄市小中学校教育系基盤システム構築業務　機器・作業特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に基づく。

(3)業務の範囲

本業務の対象は、校務ネットワークと公共ネットワーク間の接続、及び学習系システムの機能拡張（WSUS、資産管理）業務となる。

ただし、学習系システムの拡張機能の対象は電子黒板用端末のみとする。（218台）

また、以下については本業務の対象外とする。

・市役所及び各小中学校（16校）の教育系基盤システムに接続されないシステム

・仕様書及び特記仕様書にて対象外との明記があるもの

・外部（各拠点間、インターネット、SEI-NET等）と接続するための通信回線整備

５．委託する業務内容

受託者は、本仕様書及び特記仕様書に基づいて実施するシステム構築に係る以下の業務を行うこと。

・システム構築に必要な各種文書の作成。

・システム構築に必要な詳細設計及びコンサルティング。

・システム構築に必要な機器、機材等の調達。

・システム構築に必要な機器等の設置、設定作業。

・構築したシステムの運用に必要な各種文書の作成及び運用要員に対する研修の実施。

６．その他

(1)管理責任者の配置

システム構築に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。

(2)秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3)損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

(4)疑義

本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者が協議して定める。また、システムの円滑な構築・運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認することとする。